

**静岡県告示第499号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名            | 供用開始の区間                                       | 供用開始の期日   |
|----------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 足柄停車場<br>富士公園線 | 御殿場市上小林字下大平208番の18から<br>御殿場市上小林字マセクチ237番の10まで | 令和3年5月18日 |